

令和4年3月

お客さま 各位

上越信用金庫

掲載文書『残高1万円未満の預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について』
の訂正について

いつも当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきましては、令和4年2月28日にホームページに掲載しましたが、誤りがありましたので以下のとおり訂正させていただきます。

記

1. 訂正箇所

文書中の表内の「注意事項」を以下のとおり訂正させていただきます。

	訂正前	訂正後
注意事項	<p>以下の場合、本取扱いの対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・口座残高が1万円以上の場合・通帳を紛失している場合・他に取引があり、かつ本人確認書類に記載の住所と届出の住所とが異なる場合・カードローン等の返済口座に指定されている場合・総合口座で定期預金がある場合・出資配当金や定期預金利息の入金口座・個人向け信託受取口座・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座・教育資金一括贈与口座	<p>以下の場合、本取扱いの対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none">・口座残高が1万円以上の場合・通帳を紛失している場合・本人確認書類に記載の住所または氏名と、届出の住所または氏名が異なる場合・カードローン等の返済口座に指定されている場合・総合口座で定期預金がある場合・出資配当金や定期預金利息の入金口座・個人向け信託受取口座・相続対象口座、差押対象口座、質権設定口座・教育資金一括贈与口座

※修正後の文書は、[こちら](#)からご確認ください。

以上

上越信用金庫 事務部

TEL : 025-546-7105

(受付時間：平日 9時～17時)